

社会福祉法人東京光の家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京光の家(以下「当法人」という)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者)については、報酬等を支給しないものとする。ただし、理事会等に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、賃金規則第7章の規定に基づき、旅費(交通費、宿泊料等)を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

- 附則
1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 2. 平成22年2月1日一部変更の「役員等報酬規程」は廃止する。

別表（非常勤役員等の報酬）

（１）理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円以内

（２）監事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円以内

（３）評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円以内

（４）評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円

※上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。